



島根県報

令和4年12月2日（金）

第 368 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県職員委員会規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 2

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定 (地 域 福 祉 課) 2

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 (") 2

市町村民生委員協議会の区域の一部改正 (") 3

種畜証明書の書換交付 (農 畜 産 課) 3

保安林の指定 (森 林 整 備 課) 3

保安林予定森林 (") 4

【公 告】

令和4年度島根県各種功労者の表彰 (秘 書 課) 5

河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管 (河 川 課) 7

河川法の規定による簡易代執行の実施 (") 8

【教委公告】

島根県教育用ローカルブレイクアウトネットワークサービス調達業務に係る提案 (教 育 指 導 課) 8

競技の実施

【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定 12

【漁調委告示】

隠岐海区漁場計画案に関する公聴会の開催 12

公布された条例等のあらまし

◇島根県職員委員会規則の一部を改正する規則（規則第77号）

1 規則の概要

引用する条項の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規**則**

島根県職員委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月2日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第77号

島根県職員委員会規則の一部を改正する規則

島根県職員委員会規則（昭和31年島根県規則第92号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条」を「第9条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告**示**

島根県告示第750号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年12月2日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人 ひの歯科クリニック	出雲市大津新崎町一丁目46番地6	令和4年6月23日
日脚さんさん薬局	浜田市日脚町1011-1	令和4年8月1日
昭和医院	大田市大田町大田イ127	令和4年9月1日
かもなか薬局	雲南市加茂町加茂中1321-6	令和4年9月1日
日星薬局 浜田駅北店	浜田市浅井町867-3	令和4年9月1日
ふちわき耳鼻咽喉科クリニック	出雲市稲岡町607-3	令和4年10月1日
こころね訪問看護ステーション塩冶有原町	出雲市塩冶有原町5丁目61番地	令和4年10月1日
ウエルシア薬局 出雲塩冶原町店	出雲市塩冶原町一丁目5番35号	令和4年10月1日
どんぐり薬局	出雲市稲岡町607番地4	令和4年10月1日
ウエルネス薬局 安来店	安来市飯島町399	令和4年11月1日

島根県告示第751号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があった

ので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年12月2日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人 良心会 樋野歯科医院	出雲市大津新崎町1丁目46-7	令和4年6月22日
くにびき診療所ひらた	出雲市西平田町62	令和4年6月30日
さくらクリニック	出雲市姫原3丁目1番地1	令和4年6月30日
田口耕歯科医院	隠岐郡海士町福井1344-1	令和4年7月30日
山崎内科クリニック	江津市江津町813番地1	令和4年7月31日
昭和医院	大田市大田町大田イ127	令和4年8月31日
ファーマシィ薬局浜田駅北	浜田市浅井町867-3	令和4年8月31日
れいわ薬局 加茂店	雲南市加茂町加茂中1321-6	令和4年8月31日

島根県告示第752号

市町村民生委員協議会の区域（昭和32年島根県告示第151号）の一部を次のように改正し、令和4年12月2日から施行する。

令和4年12月2日

島根県知事 丸 山 達 也

表浜田市の部石見地区の項中「限る。）」の次に「、内村町（十文字原町内の区域に限る。）」を加え、同部美川地区の項中「内村町」の次に「（十文字原町内を除く。）」を加える。

島根県告示第753号

家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条に規定する種畜証明書の書換交付をしたので、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年12月2日

島根県知事 丸 山 達 也

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	書換交付の事由
11399133874	亀永藤（全和黒原6500）	肉用牛 黒毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更

島根県告示第754号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年12月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所
飯石郡飯南町下来島2475
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第755号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年12月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

水源の涵養^{かん}

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

令和4年度島根県各種功労者表彰を行ったので、島根県各種功労者表彰規程（昭和28年島根県告示第490号）第3条第2項の規定により公告する。

令和4年12月2日

島根県知事 丸 山 達 也

氏名又は名称	功 績 の 要 旨
福田 昌則	多年県人会役員等を務め県の認知度向上に寄与した。
加藤 恵子	多年統計調査に携わりその質的向上に寄与した。
山本 民子	多年統計調査に携わりその質的向上に寄与した。
中村 俊子	多年婦人会活動を通じ女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。
伊中 和子	多年中小企業団体女性協議会の活動を通じ女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。
池淵 淳	多年学校教育に従事し私立学校教育の振興に寄与した。
岩本 康幸	多年学校教育に従事し私立学校教育の振興に寄与した。
中村 奈穂美	多年幼児教育に従事し私立幼稚園の教育振興に寄与した。
西村 健	多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
宅野 賢治	多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
井上 博	多年副市長などを務め地方自治の伸展に寄与した。
星野 芳伸	多年副市長などを務め地方自治の伸展に寄与した。
板垣 敬司	多年町議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
大西 修	多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
松井 紹憲	多年副町長などを務め地方自治の伸展に寄与した。
高田 茂明	多年副町長などを務め地方自治の伸展に寄与した。
岡田 正隆	多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
糸原 健二	多年町選挙管理委員を務め地方自治の伸展に寄与した。
村上 三三郎	多年町議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。
新見 光男	多年町監査委員を務め地方自治の伸展に寄与した。
天野 孝	多年市選挙管理委員を務め地方自治の伸展に寄与した。
大賀 誠一	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
松井 稔	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
高橋 敏夫	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
阿食 薫	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
小村 俊美	多年創作活動に取り組み地域における文化芸術の振興に寄与した。
森脇 治夫	多年音楽指導に取り組み地域における文化芸術の振興に寄与した。
渡部 紀美	多年スポーツの推進に取り組み地域におけるスポーツの振興に寄与した。
上代 昇	多年スポーツの推進に取り組み地域におけるスポーツの振興に寄与した。
米山 二郎	多年浄化槽及び産業廃棄物の適正な管理及び処理の普及啓発に努め地域の環境保全に寄与した。
静間の名所旧跡を守る会	多年自然環境保全活動に努め地域における自然保護に寄与した。
芦澤 隆夫	多年地域医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。
多田 雅宣	多年地域歯科医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。
人見 晴正	多年地域歯科医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。
新宮 行雄	多年医薬分業の推進に努め保健医療の向上に寄与した。

福島 昭一	多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
岩崎 彌生	多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
木谷 勝彦	多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
岡田 愛子	多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
平野 公望	多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
見崎 裕子	多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
梶谷 壽亮	多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
菅井 美津子	多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
石原 晴美	多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
岩本 健 岩本 都	多年里親会の発展と里親の資質向上に努め子どもの健全育成と自立に寄与した。
花井 克幸 花井 道子	多年里親会の発展と里親の資質向上に努め子どもの健全育成と自立に寄与した。
杠 佳子	多年保育の増進に努め児童福祉の向上に寄与した。
金山 峰子	多年保育の増進に努め児童福祉の向上に寄与した。
藤井 邦子	多年独身男女の結婚の支援に取り組み成婚の実現に寄与した。
北町北寿会	多年地域を支えるボランティア活動に努め社会福祉の向上に寄与した。
音訳ボランティアグループ やまびこの会	多年地域を支えるボランティア活動に努め社会福祉の向上に寄与した。
岩成 重徳	多年農地地すべり対策協議会の運営と会員の指導育成に努め地域防災の振興に寄与した。
野藤 薫	多年商店街振興組合連合会の運営と経営基盤の確立に努め地域経済の振興に寄与した。
田中 昌昭	多年商工業者の指導育成に努め地域経済の振興に寄与した。
佐々木 真孝	多年協同組合の運営と経営基盤の確立に努め地域経済の振興に寄与した。
岸本 孝弘	多年協同組合の運営と経営基盤の確立に努め地域経済の振興に寄与した。
河野 博	多年建設業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。
村上 繁雄	多年宅地建物取引業協会の運営と会員の指導育成に努め宅地建物取引業の発展に寄与した。
川角 邦生	多年建設業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。
石田 健二	多年測量設計業協会の運営と会員の指導育成に努め測量設計業の発展に寄与した。
福原 智	多年建設業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。
佐藤 尚士	多年建設業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。
植田 達喜	多年建設業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。
安江 英彦	多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。
梅木 祥司	多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。
前田 徹	多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。
藤井 恭郎	多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。
服部 京子	多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。
森脇 哲朗	多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。
山本 篤治	多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。
景山 郁夫	多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。
松井 都耶子	多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。

安田 尚弘	多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。
仲西 嗣雄	多年学校教育の充実に努め教育行政の伸展に寄与した。
石原 一徳	多年児童生徒の健康管理と保健衛生指導に努め学校保健の向上に寄与した。
野津 立秋	多年園児児童の健康管理と保健衛生指導に努め学校保健の向上に寄与した。
大山 恒夫	多年児童生徒の健康管理と保健衛生指導に努め学校保健の向上に寄与した。
吉岡 けい子	多年青少年の健全育成と地域の安全推進に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。
竹下 浩司	多年嘱託警察犬指導手として犯罪捜査や行方不明者の捜索等に貢献するとともに後継者の確保に努め地域住民の安全安心な暮らしの実現に寄与した。
山田 文子	多年地域の安全推進に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。
石倉 豊	多年青少年の健全育成に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。
池田 仁司	多年青少年の健全育成に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。
森崎 幸	多年地域の安全推進と青少年の健全育成に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。
表田 力	多年地域の安全推進に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

令和4年12月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

船舶 1隻

2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

(1) 場所

二級河川周布川水系周布川において、浜田市治和町口675番地先の河川敷

(2) 日時

令和4年11月4日9時00分から同日12時00分まで

3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 日時

令和4年11月4日 12時00分

(2) 場所

二級河川周布川水系周布川において、浜田市治和町口663番地先 河川法第6条第3項に基づく2号地

4 当該工作物を返還するため必要な事項

(1) 当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が確認できる書類の提示

(2) 所有者等であることを証明する書類の提示

5 本件に関する問合せ先及び関係図書の見学場所

〒699-0041 浜田市片庭町254

浜田県土整備事務所維持管理部管理課 電話 0855-29-5779

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が令和4年12月18日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和4年12月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 河川名
二級河川周布川水系周布川（浜田市周布町イ168-7地先）
- 2 当該措置を命ずべき者
次に掲げる船舶の所有者、占有者その他権原を有する者
周布川河川敷に放置されている船舶 1隻
- 3 当該措置の内容
当該船舶を河川区域外に除却すること。
- 4 当該措置を行うべき理由
当該船舶の係留及び放置が河川法第24条の規定に違反しているため。
- 5 本件に関する問合せ先
〒697-0041 浜田市片庭町254番地
浜田県土整備事務所維持管理部管理課 電話 0855-29-5779

教 育 委 員 会 公 告

島根県教育用ローカルブレイクアウトネットワークサービス調達業務に係る受託予定事業者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和4年12月2日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

- 1 提案競技に付する事項
 - (1) 名称
島根県教育用ローカルブレイクアウトネットワークサービス調達業務
 - (2) 仕様
提案競技仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (3) 期間
 - ア 島根県教育用ローカルブレイクアウトネットワークサービス構築業務
契約の日から令和5年12月31日
 - イ 島根県教育用ローカルブレイクアウトネットワークサービス運用保守業務
令和6年1月1日から令和10年12月31日
 - (4) 提案価格の上限額
島根県教育用ローカルブレイクアウトネットワークサービス費用（初期費用も含めた5年の分割支払）
499,491,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
各年度における上限額は以下のとおりとする。
令和5年度 350,151,000円
令和6年度 31,440,000円

令和7年度	31,440,000円
令和8年度	31,440,000円
令和9年度	31,440,000円
令和10年度	23,580,000円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- ウ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- エ 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- オ 島根県内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
- カ 島根県内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- キ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- ケ この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

- ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。
 - (7) 目的
 - (イ) 企業体の名称
 - (ロ) 構成員の住所及び名称
 - (ハ) 代表者の氏名
 - (ニ) 代表者の権限
 - (ホ) 構成員の出資の割合
 - (ヘ) 構成員の責任
 - (フ) 取引金融機関
 - (ク) 決算
 - (コ) 利益金の配当の割合
 - (ケ) 欠損金の負担の割合
 - (セ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
 - (ソ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
 - (ゼ) 解散後の瑕疵担保責任
 - (リ) その他必要な事項

- イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。
- ウ 構成員の全てが(1)のアからクまでに該当すること。
- エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配付期間及び配付手続

ア 配付期間

令和4年12月2日（金）から12月27日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配付手続

提案競技説明書は、島根県教育庁教育指導課高等学校教育推進スタッフあて電子メールで請求すること。その際、「守秘義務の遵守に関する誓約書」を電子メールで提出すること。これにより難しい場合は、上記(1)のアの期間において、下記5の(3)の場所で交付するので、「守秘義務の遵守に関する誓約書」を持参すること。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書（様式1号） 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- (3) 登記簿謄本又は登記事項証明書（発行後3か月以内のもの、原本） 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- (4) 島根県内に事務所を有する者は、県税に関する納税証明書（発行後3か月以内のもの、原本） 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- (5) 島根県内に事務所を有しない者（島根県に納税義務のない者）は、本店が所在する都道府県の法人事業税に滞納がないことの証明書（発行後3か月以内のもの、原本） 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- (6) 税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書（発行後3か月以内のもの、原本） 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- (7) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
- (8) 担当者届（様式2号） 1部
- (9) ネットワークサービス提供業務実績届（様式3号） 1部
- (10) 提案書提出書（様式4号） 1部
- (11) 提案書 7部
- (12) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(9)までの書類については、令和4年12月27日（火）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(10)から(12)までの書類については、令和5年1月12日（木）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号 690-8502

島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁教育指導課高等学校教育推進スタッフ

電話 0852-22-6863 ファクシミリ0852-22-6026

電子メール shidou@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに様式5号により提出すること（ファクシミリ又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。
- (2) 質問提出期限は、令和4年12月9日（金）正午までとする。
- (3) 提出先
5の(3)に同じ。
- (4) 質問に対する回答は、令和4年12月16日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファクシミリ又は電子メールにより通知する。ただし、場合によっては質問後速やかに回答することがある。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、郵送又は電子メールにて通知する。

8 選定方法

- (1) 島根県教育用ローカルブレイクアウトネットワークサービス調達業務に係る提案競技審査会（以下「審査会」という。）において、厳正な審査を行い受託予定事業者を選定する。
- (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を行う。
- (3) 審査及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した審査基準に基づき、各審査項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) プレゼンテーション等は、令和5年1月18日（水）を予定している。時間等の詳細については、提案競技の参加者に別途通知する。
- (5) プレゼンテーション等においては、提案書から読み取ることができない内容の説明は、認めない。必ず提案書に基づき説明を行うこと。
- (6) 審査は、次の方法で行う。
 - ア 仕様書に記載してある要件が満たされていることを確認する。
 - イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める審査基準に基づき評価する。
- (7) 審査会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (8) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査会が選定した受託予定事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

受託予定事業者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

受託予定事業者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(7) なお、令和4年島根県議会11月定例会において本件契約に係る予算が議決されない場合は、提案競技は行わないこととする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ

13 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required : Shimane Prefectural Education Network Service 1 set

(2) Deadline for submission of proposal documents : 3:00 p.m. 12 January 2023

(3) For further details contact : Information Policy Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8502, Japan

TEL : 0852-22-6863

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第43号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

令和4年12月2日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
介護老人保健施設高砂ケアセンター	江津市江津町1110-15	令和4年11月24日

漁 業 調 整 委 員 会 告 示

隠岐海区漁業調整委員会告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項の規定により、隠岐海区漁場計画案に関する公聴会を次のとおり開催す

る。

令和4年12月2日

隠岐海区漁業調整委員会会長 亀 谷 潔

1 日時、場所及び案件

日 時	場 所	案 件
令和4年12月9日（金）13時45分	隠岐郡西ノ島町大字別府字飯田56-17 島前集合庁舎1階会議室	隠岐海区漁場計画案について

2 関係書類の縦覧

(1) 縦覧に供する書類の名称

漁場図（類似漁業権に係るものを除く。）、隠岐海区漁場計画一覧表及び総合連絡図

(2) 縦覧の期間

令和4年12月2日から同月8日まで

(3) 縦覧の場所

島根県農林水産部水産課、隠岐支庁農林水産局及び同島前出張所